

子どもたちの農業・農村体験学習推進の取り扱いについて

平成18年3月27日制定

改正 平成19年3月23日

改正 平成21年3月24日

改正 平成28年4月1日

改正 令和3年4月1日

群馬県中山間地域等総合振興対策事業のうち子どもたちの農業・農村体験学習推進の実施については、群馬県中山間地域等総合振興対策事業実施要領に定めるほか、次に定めるところにより取り扱うものとする。

1 目標

都市部の子どもたちが農山村地域で様々な農林漁業体験を実践し、都市住民の農業に対する理解を深めるとともに、これを受け入れる農山村地域の受入態勢を整備する。

2 事業の内容

(1) 農業体験学習タイプ

子どもたちが農業に親しみを感じる機会を充実するため、学校内外における農業体験学習を推進することを目的に行う次の活動を支援する。

- ① 地区における教育関係機関との連携による農業・農村体験学習活動を推進するための会議の開催
- ② 農業体験学習等の普及啓発のための広報資料等の作成等
- ③ 農業体験学習活動への支援
 - ア 効果的な農業体験学習活動を行うための事前事後学習の実施
 - イ 農業体験学習指導者に対する研修会の開催
 - ウ 農業体験インストラクター等による児童及び生徒の農業体験学習活動に対する指導の実施
 - エ 児童、生徒を対象とした当該地域の農業に関する現場研修会の開催
 - オ 当該地域の農業者と児童及び生徒との交流会の開催

(2) 修学旅行等受入条件整備タイプ

修学旅行等を活用した子どもたちの農林漁業・農山村体験のための次の活動を支援する。

- ① 修学旅行を活用して農林漁業・農山村体験活動を行う都市側の小・中学生等の受入態勢整備
- ② 小・中学校の授業の一環として農林漁業・農村体験学習活動を行う都市側の小・中学生等の受入態勢整備

(3) 環境体験学習タイプ

農業用水路、ため池、水田等の身近な水辺環境や森林等を活用した環境体験学習のための次の活動を支援する。

- ① 地域における活動組織の立ち上げ
- ② 水辺環境学習に係る活動支援
- ③ 森林等環境学習に係る活動支援

④ 環境学習の普及啓発のための広報資料等の作成等

3 事業の認定等

- (1) 事業主体の長は、原則として本事業を実施する30日前までに、別紙様式1により、「子どもたちの農業・農村体験学習推進事業計画書」（以下「事業計画」という。）（別紙様式2）を添付して正副2部を管轄する農業事務所長（以下「所長」という。）を経由して知事に申請する。ただし、4月末までに実施する事業に関してはこの限りではない。

なお、事業主体が市町村以外の場合、知事は、事業主体の長が市町村長と事業実施について協議した上で、当該市町村長から申請させることができるものとする。

- (2) 知事は、(1)の申請があったときは、内容が適正と認められ、かつ、次の要件に該当する場合は、事業計画を認定するとともに、所長を経由して、事業主体の長に通知するものとする。

① 農業体験学習タイプ

農業・農村体験学習の推進に向けて、関係機関及び団体等の連携体制が整備されていること（見込みを含む。）。

② 修学旅行等受入条件整備タイプ

農林漁業体験民宿等の滞在機能を有し、農業、農村生活の体験や地域の自然、文化等に触れ合うなどの活動を行うことができる地域であること。

③ 環境体験学習タイプ

農業・農村体験学習の推進に向けて、関係機関及び団体等の連携体制が整備されていること（見込みを含む。）。

(3) 交付決定

所長は、前項認定通知を受理したときは、事業主体の長に対し交付決定するとともに、農政部長に報告するものとする。

(4) 認定の取消

知事は、事業主体が認定した事業計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すとともに、必要と認められる場合には、事業に係る補助金の返還を命じることとする。

4 事業の対象経費

事業の対象経費は、補助対象事業遂行のため必要な経費であって、表の区分に従い支出した経費に限るものとし、領収書等の支出を証明する書類は必ず保管するものとする。

節		区 分	補助対象外事例
報償費	謝金	○補助対象事業の研修等のイベント指導者・協力者等に対する謝金 ・視察先等の謝金	○土産代等左以外の報償費
旅費	普通旅費	○補助対象事業施行のため直接必要な旅費 ・イベント会場までの旅費	○宿泊経費
	講師等旅費	○補助対象事業の研修等のイベント指導者・協力者等に対する旅費 ・イベント指導者・協力者等の旅費	

需用費	消耗品費	○イベント開催に係る各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用	○事業以外の用途に供する消耗品費
	燃料費	○イベントに係る物品輸送等の際にかかった燃料費 ・燃料費（自動車等の燃料費）	○事業主体の運営経費的（日常的に発生する経常経費）な燃料費
	食糧費	○事業施行上特に必要な食糧費とする。 ・イベント指導者・協力者等弁当、茶菓子賄料	○懇親会費 ○会食経費
	印刷製本費	○資料、図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費	○事業以外の用途に供する資料費
役務費	通信運搬費	○郵便料、電信電話料、運搬費等	○事業以外の用途に供する通信運搬費、手数料、回線使用料
	手数料	○振込手数料	
委託料		○イベント会場設営等の委託料	
使用料及び利用料		○会議用会場、貨客兼用自動車、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料 ○有料道路通行料	○懇親会場借料 ○事務所賃借料 ○事業以外の用途に供する賃借料及び損料
備品購入費		○ソフト事業遂行のため必要な10万円以下の機械器具等（委託・賃借等で対応できるものは除く）	

ただし、団体等の運営に係わる恒常的経費、団体等構成員の人件費、飲食費は補助対象外とする。

また、事業の実施に伴う収入（参加料、売上金等）がある場合の補助金の額は、収入額を事業費から控除した額の2分の1を超えないものとする。

5 事業実施結果の報告

（1）事業主体の長は、事業の実施結果を別紙様式3により、「子どもたちの農業・農村体験学習推進事業報告書」（以下「事業報告」という。）（別紙様式2）を添付して正副2部作成し、事業実施年度の翌年度4月末日までに、管轄する農業事務所を経由して知事に報告するものとする。

（2）知事は、（1）の報告の内容を検証し、必要に応じ、指導・助言を行うものとする。

6 県及び市町村の支援

県及び市町村は、群馬県地域興しマイスターの活用を図るなど、事業主体に対する適正かつ効果的な支援を行うものとする。

7 助成

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の2分の1以内を助成する。

附則

この取り扱いは、平成18年4月1日から施行する。

附則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

附則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

群馬県知事 様

市町村等の長

年度子どもたちの農業・農村体験学習推進事業に係る
事業実施申請について

年度子どもたちの農業・農村体験学習推進事業の認定を受けたいので、群馬県
中山間地域等総合振興対策事業実施要領第3の1、及び「子どもたちの農業・農村体験学
習推進の取り扱いについて」に基づき、申請します。

（別紙様式2 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業計画書を添付）

実施年度	年度
------	----

子どもたちの農業・農村体験学習事業計画（報告）書

市 町 村 名		事業タイプ名	
事業主体名			

1 事業実施の基本的考え方

2 事業実施の内容

(1) 農業体験学習タイプ

- ① 地区における教育関係機関との連携による農業・農村体験学習活動を推進するための会議の開催

会議構成員の所属・役職	開催時期	主な検討事項	備 考
(計 名)	(計 回)		

- ② 農業体験学習等の普及啓発のための広報資料等の作成等(ホームページ作成含む)

パンフレット等作成部数	主な配布先	資料の内容	備 考
部			

ホームページの内容	備考

- ③ 農業体験学習活動への支援（実施計画）

学校名	対象学年 ・ 人 数	実施時期	受入農家 戸数	体験内容	宿泊場所	備考

ア 効果的な農業体験学習活動を行うための事前事後学習の実施

講師の所属・氏名	実施時期	開催場所	講義の内容	備考

イ 農業体験学習指導者に対する研修会の開催

研修会参加（予定）者	実施時期	実施内容	備考
------------	------	------	----

(計 名)			
-------	--	--	--

ウ 農業体験インストラクター等による児童及び生徒の農業体験学習活動に対する指導の実施

指導者の所属・氏名	指導回数	指導内容	備考

エ 児童、生徒を対象とした当該地域の農業に関する現場研修会の開催

研修会参加（予定）者	実施時期	実施内容	備考
(計 名)			

オ 当該地域の農業者と児童及び生徒との交流会の開催

開催場所	交流会参加（予定）者	交流会の内容	備考
	(計 名)		

(2) 修学旅行等受入条件整備タイプ

タイプの区分	
①修学旅行活用タイプ	②授業の一環タイプ

① 受入地域プロモーションの実施

ア プロモーションの対象となる受入地域の魅力

イ 受入地域プロモーションの内容

ウ 受入地域プロモーションの方法

② 受入計画の策定

ア 検討会の開催計画（実績）

開催日	内 容	構成員	備考

イ 受入実施（予定）期間

(ア) 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

(イ) 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

(ウ) 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

ウ 参加者（実績）

(ア) 都市側

・参加者の居住地域名（小・中学校名）

・参加者数 名（延べ 名）

参加者の内訳

子ども 名、学校関係者 名、その他（ ） 名

(イ) 農山村側

・参加者数 名（延べ 名）

参加者の内訳

農林漁業者 名、体験指導者 名、その他（ ） 名

エ 受入計画（実績）

(ア) 体験活動プログラム（実績）

年月日	体験活動内容	地域の連携体制等	主な宿泊場所

(イ)（修学旅行活用タイプのみ）宿泊先の指定

学校名	対象学年・人数	受入地区（農家戸数）	備考

③ 体験活動の安全性確保のための器具・機材等の整備計画（実績）

④ 期待される効果

ア 都市側

イ 農山村側

(3) 環境体験学習タイプ

① 地域における活動組織の立ち上げ

組織の主な代表者・所属	主な活動内容	備考
(計 名)		

② 水辺環境学習に係る活動支援

③ 森林等環境学習に係る活動支援

ア 環境学習に関する学習会

学習会参加（予定）者	実施時期	実施内容	備考
(計 名)			

イ 体験活動会等の開催

体験活動参加（予定）者	実施時期	実施内容	備考
(計 名)			

ウ 地域情報マップの作成

地域情報マップの内容	作成部数	配布先	備考

エ その他

事 項	内 容	備考

④ 環境学習の普及啓発のための広報資料等の作成等

ア パンフレット作成

パンフレットの内容	作成部数	配布先	備考

イ 報告会の開催

報告会参加（予定）者	実施時期	実施内容	備考
(計 名)			

ウ ホームページ作成

ホームページの内容	備考

エ その他

事 項	内 容	備考

⑤ 体験活動に係る必要な資材（備品）の提供

備品の名称	個数	用 途	備考

3 事業実施の体制（関係機関等との連携等）

①受入窓口の整備

受入窓口	担当者名	窓口設置期間

②受入団体および指導者の選定

団体名	代表者名および指導者名	具体的な活動内容	備考

--	--	--	--

③その他

4 事業費の概要

(1) 事業費負担計画 (実績) (単位：千円)			
事業費	負担の区分		
	県費	市町村費	その他

(2) 事業費の内訳 (単位：千円)			
項目	内 容	事業費	県 費

5 その他添付資料等

- (1) 事業実施記録 (写真) 等
- (2) その他参考となるべき資料

別紙様式 3

番 号
年 月 日

群馬県知事 様

市町村等の長

年度子どもたちの農業・農村体験学習推進事業に係る事業実施報告に
ついて

年度子どもたちの農業・農村体験学習推進事業の実施結果について、群馬県中山間地域等総合振興対策事業実施要領第3の2、及び「子どもたちの農業・農村体験学習推進の取り扱いについて」に基づき、報告します。

(別紙様式2 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業報告書を添付)